

## 山梨県重層的支援体制整備事業費補助金交付要綱

### (通則)

- 1 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 106 条の 9 に定める交付金として交付する山梨県重層的支援体制整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、法、社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号。以下「政令」という。）、及び山梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則第 25 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

- 2 この補助金は、市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業（法第 106 条の 4 第 2 項に規定される重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）に要する経費に充てるため交付する。

### (交付の対象)

- 3 この補助金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、法第 106 条の 4 第 2 項各号の規定に基づき、重層的支援体制整備事業として実施される次の事業とする。
  - (1) 包括的相談支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号イからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。）  
「重層的支援体制整備事業の実施について」（令和 3 年 6 月 15 日子発 0615 第 10 号、社援発 0615 第 2 号、障発 0615 第 1 号、老発 0615 第 1 号。以下同じ。）の別紙に定める包括的相談支援事業  
※ 「包括的相談支援事業」として一体的に行う事業は次のとおり。
    - ア 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業（「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号。以下同じ。）に定める包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）（以下「地域包括支援センターの運営」という。））
    - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる市町村が行う事業及び同事業を適切に実施することができると思われる社会福祉法人等の団体に対して市町村が補助する事業（「地域生活支援事業等の実施について」（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号。以下同じ。）に定める相談支援事業（以下「相談支援事

業」という。ただし、地方交付税により措置する障害者相談支援事業を除く。))

ウ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に掲げる事業（「利用者支援事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日府子本第 83 号、27 文科初第 270 号、雇児発 0521 第 1 号）に定める利用者支援事業（以下「利用者支援事業」という。))

エ 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 2 項各号に掲げる事業（「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号。以下同じ。))に定める生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。))

オ 生活困窮者自立支援法第 11 条第 1 項に定める事業（「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」に定める福祉事務所未設置町村による相談事業（以下「福祉事務所未設置町村相談事業」という。))

(2) 地域づくり事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号イからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。)

「重層的支援体制整備事業の実施について」の別紙に定める地域づくり事業

※ 「地域づくり事業」として一体的に行う事業は以下のとおり。

ア 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定める事業（「地域支援事業の実施について」に定める介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。))の一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業（以下「地域介護予防活動支援事業」という。))

イ 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業（「地域支援事業の実施について」に定める包括的支援事業（社会保障充実分）のうち生活支援体制整備事業（以下「生活支援体制整備事業」という。))

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 9 号に掲げる市町村が行う事業及び同事業を適切に実施することができると思われる社会福祉法人等の団体に対して市町村が補助する事業（ただし、交付対象事業は、「地域生活支援事業等の実施について」に定める地域活動支援センター機能強化事業（以下「地域活動支援センター機能強化事業」という。))とし、地方交付税により措置する基礎的事業を除く。)

エ 子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号に掲げる事業（「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 18 号）に定める地域子育て支援拠点事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。))

オ 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」に定める市町村が行う地域における生活困窮者支援等のための地域づくり事業（以下「生活困窮者地域づくり事業」という。))及び同事業を適切に実施することができると思われる社会福祉法人等の団体に対して市町村が補助する事業

### (3) 多機関協働事業等

「重層的支援体制整備事業の実施について」の別紙に定める参加支援事業（法第106条の4第2項第2号に規定される事業をいう。以下同じ。）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号に規定される事業をいう。以下同じ。）、多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号に規定される事業及び同項第6号に規定される事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業（以下「多機関協働事業等」という。）

### (交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、令和4年度重層的支援体制整備事業交付金交付要綱（令和5年3月6日厚生労働省発子0306第10号、厚生労働省発社援発0306第5号、厚生労働省発障0306第5号、厚生労働省発老0306第2号の別紙）（以下「交付金交付要綱」という。）の別表（以下「別表」という。）の第1欄に定める区分（以下（1）及び（2））ごとに算出された交付額の合計額とする。なお、区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、1つの区分に複数の事業が含まれる場合は、それぞれで端数の切り捨てを行うものとする。

#### (1) 包括的相談支援事業

次のアからウまでの額の合計額を交付額とする。

##### ア 地域包括支援センターの運営に要する費用相当額

(ア) 地域包括支援センターの運営に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額に地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から、地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額（※）を控除した額に、県の負担割合(19.25/100)を乗じて得た額とする。

(※) 一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業に要する費用の額

なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域包括支援センターの運営に要する費用の額を合算した額とする。

ただし、当該市町村の重層的支援体制整備事業を開始する年度の前々年度（以下「基準年度」という。）から重層的支援体制整備事業を実施する年度（本交付要綱においては令和4年度とする。以下「実施年度」という。）までの間に地域包括支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じ、厚生労働大臣が必要と認めた場合は、（イ）により算定する。

- A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額
- B 基準年度における地域包括支援センターの運営に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

（イ） 基準年度から実施年度までの間に地域包括支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域包括支援センターの運営に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額に地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から、地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額を控除した額に、県の負担割合(19.25/100)を乗じて得た額とする。

（※）一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業に要する費用の額

なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域包括支援センターの運営に要する費用の額を合算した額とする。

- A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、包括的相談支援事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額
- B 基準年度における地域包括支援センターの運営に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福

祉事務所未設置町村相談事業)に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

D 地域包括支援センターの開設・廃止等による影響額(地域包括支援センターの開設・廃止による影響額や、人員の増減による影響額(ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する)等厚生労働大臣が必要と認めた範囲における額とする。)

#### イ 相談支援事業に要する費用相当額

相談支援事業に要する費用相当額は、交付金交付要綱の規定により相談支援事業として厚生労働大臣が交付決定をした交付金の額(見込額を含む)の1/2の額を限度として知事が認める額とする。

#### ウ 利用者支援事業に要する費用相当額

(ア) 利用者支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、県の負担割合(1/6)を乗じて得た額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に利用者支援事業所の開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

B 基準年度における利用者支援事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業(ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業)に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

(イ) 基準年度から実施年度までの間に利用者支援事業所の開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における利用者支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額(Eの額)にDの額を加算又は減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、県の負担割合(1/6)を乗じて得た額とする。

A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、包括的相談支援事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額

B 基準年度における利用者支援事業に要した費用の額(寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)

- C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- D 利用者支援事業所の開設・廃止等による影響額（利用者支援事業所の開設・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。）

## （2）地域づくり事業

次のアからエまでの額の合計額を交付額とする。

### ア 地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額

（ア）地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額に地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額（※）を控除した額に、県の負担割合(12.5/100)を乗じて得た額とする。

（※）一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額

なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される地域介護予防活動支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域介護予防活動支援事業に要する費用の額を合算した額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に地域介護予防活動支援事業の実施・廃止その他特別な事由が生じ、厚生労働大臣が必要と認めた場合は、（イ）により算定する。

- A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額
- B 基準年度における地域介護予防活動支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

- (イ) 基準年度から実施年度までの間に地域介護予防活動支援事業の実施・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額に地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額（※）を控除した額に、県の負担割合(12.5/100)を乗じて得た額とする。
- (※) 一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額
- なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される地域介護予防活動支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域介護予防活動支援事業に要する費用の額を合算した額とする。
- A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額
- B 基準年度における地域介護予防活動支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- D 地域介護予防活動支援事業の実施・廃止等による影響額（地域介護予防活動支援事業の実施・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等厚生労働大臣が必要と認めた範囲における額とする。

#### イ 生活支援体制整備事業に要する費用相当額

- (ア) 生活支援体制整備事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額に地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を控除した額に、県の負担割合(19.25/100)を乗じて得た額とする。

(※) 一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額

なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される生活支援体制整備事業及び包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における生活支援体制整備事業に要する費用の額を合算した額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に生活支援体制整備事業の実施・廃止その他特別な事由が生じ、厚生労働大臣が必要と認めた場合は、(イ)により算定する。

A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

B 基準年度における生活支援体制整備事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

(イ) 基準年度から実施年度までの間に生活支援体制整備事業に係る拠点の実施・廃止その他特別な事由が生じた場合における生活支援体制整備事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額に地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を控除した額に、県の負担割合(19.25/100)を乗じて得た額とする。

(※) 一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額

なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される生活支援体制整備事業及び包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における生活支援体制整備事業に要する費用の額を合算した額とする。

- A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額
- B 基準年度における生活支援体制整備事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- D 生活支援体制整備事業に係る拠点の開設・廃止等による影響額（生活支援体制整備事業の実施・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等厚生労働大臣が必要と認めた範囲における額とする。）

ウ 地域活動支援センター機能強化事業に要する費用相当額

地域活動支援センター機能強化事業に要する費用相当額は、交付金交付要綱の規定により地域活動支援センター機能強化事業として厚生労働大臣が交付決定をした交付金の額（見込額を含む）の1/2の額を限度として知事が認める額とする。

エ 地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額

- (ア) 地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、県の負担割合(1/3)を乗じて得た額とする。

ただし、基準年度から実施年度までの間に地域子育て支援拠点事業に係る拠点の開設・廃止その他特別な事由が生じ、厚生労働大臣が必要と認めた場合は、により算定する。

- A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額
- B 基準年度における地域子育て支援拠点事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- (イ) 基準年度から実施年度までの間に地域子育て支援拠点事業に係る拠点の開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域子育て支援拠点事

業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、県の負担割合(1/3)を乗じて得た額とする。

- A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額
- B 基準年度における地域子育て支援拠点事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- D 地域子育て支援拠点事業に係る拠点の開設・廃止等による影響額（地域子育て支援拠点事業に係る拠点の開設・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等厚生労働大臣が必要と認めた範囲における額とする。）

（一部事務組合又は広域連合等の取扱）

5 一部事務組合又は広域連合等（以下「一部事務組合等」という。以下同じ。）が実施主体となる事業がある場合は、当該市町村（一部事務組合等を除く）と一部事務組合等は、4の交付額の算定方法に必要な情報を共有するものとする。なお、基準年度における各事業に要した費用のうち、一部事務組合等が実施主体となった事業分に要した費用については、一部事務組合等を構成する市町村間で合理的かつ簡易な方法で按分して算出して差し支えないものとする。具体的には、当該構成市町村の人口や面積に加え、事業の利用実績、一部事務組合等を組織する市町村の分賦金17の負担割合等が挙げられるが、一部事務組合等を組織する市町村間の協議を踏まえ、一部事務組合等の事務負担を考慮した按分方法として差し支えないものとする。

（交付の条件）

6 この補助金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付対象事業に要する経費については、別表の第1欄に定める「包括的相談支援事業」、「地域づくり事業」、の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。また、各区分のうち「包括的相談支援事業」及び「地域づくり事業」の範囲内における各事業に要する経費の配分の変更については、知事の承認を受けなければならないこととする。

- (2) (1) に定める場合のほか、事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、知事か別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に返納させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が 0 円の場合も含む）は、別紙様式 2 により速やかに知事に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 市町村は、県から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (10) 市町村は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア (1) から (6) までに掲げる条件。

この場合において、市町村にあつては（２）、（３）及び（５）の規定中「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と、（４）中「50万円」とあるのは「30万円」と、「知事の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、読み替えるものとする。

イ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合も含む）は、別紙様式2により速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。

ウ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(11) (10)により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(12) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額の全部又は一部の納付があつた場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請手続)

7 市町村長は、別紙様式3による申請書を別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更交付申請)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式4による申請書に關係書類を添えて、7に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

(交付決定)

9 この補助金の交付決定は、次により行うものとする。

- (1) 知事は、7の規定による申請書の提出を受けたときには、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、交付決定通知を市町村長に通知するものとする。
- (2) 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

#### (補助金の概算払)

- 10 知事は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払をすることができる。この場合、別紙様式6による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

#### (実績報告)

- 11 市町村長は、事業が完了したときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日、又は補助金の交付を決定した翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(別紙様式第5)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

#### (額の確定方法)

- 12 この補助金の額は、包括的相談支援事業、地域づくり事業の額についてそれぞれ確定する。この場合、包括的相談支援事業に含まれる各事業(4の(1)のアからウまでの事業)の額の確定については、各事業に要した費用に、交付額の算定方法において使用した按分率(4の(1)のアからウまでに規定する率をいう。)を乗じて得た額を確定額とする。また、地域づくり事業に含まれる各事業(4の(2)のアからエまでの事業)の額の確定についても同様の取扱いとする。

#### (補助金の返還等)

- 13 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。また、交付額(地域包括支援センターの運営、自立相談支援事業、地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業に相当する額に限る)に不足が生じている場合は、その不足する部分について補助金を交付するものとする。

#### (按分率の補正)

- 14 4の(1)のアからウ、4の(2)のアからエまでに規定する率については、当該市町村が定める年度(検証対象年度)における包括的相談支援事業及び地域

づくり事業に要する費用の額が、同年度におけるこれらの事業に要した額と比較して著しく異なる場合であって、知事が必要と認めた場合は補正するものとする。なお、検証対象年度及び補正の取扱い等については別途通知する。

(その他)

- 15 特別の事情により、4、7、8及び11に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(上限額の管理)

- 16 地域包括支援センターの運営、地域介護予防活動支援事業及び生活支援体制整備事業（以下「地域包括支援センターの運営等」という。）に要する費用相当額の算定にあたっては、地域包括支援センターの運営等に要する費用相当額と地域支援事業の実施に要する額を合算した額を、地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業」、「包括的支援事業（社会保障充実分）」の区分ごとに、別表の第2欄に定める地域包括支援センターの運営等にかかる基準額と比較することにより上限額が管理されることに留意すること。

附則

この要綱は、令和5年3月23日から制定し、令和4年4月1日から適用する。